

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
35	市民農園を開設できる者の要件の緩和	1～4
37	土壌汚染のおそれがない土地の形質変更などに関し、土地の所有者等から都道府県知事への届出義務を廃止	5～7
38	国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等	8～10
46	新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し	11～20
18	喀痰吸引等業務に関する登録等事務の都道府県から指定都市への移譲	21～22
19-①	介護福祉士試験の受験資格に関する見直し (介護福祉士実務者研修の受講時間の短縮)	23～25
19-②	介護福祉士試験の受験資格に関する見直し (介護福祉士国家試験の柔軟化)	26～28
43	罹災証明制度の見直し	29～38
41	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とするよう見直し	39～42
42	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするよう見直し	43～44

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

294

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

市民農園を開設できる者の要件の緩和

提案団体

多可町

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。

これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。

しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。

根拠法令等

市民農園整備促進法

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。

なお、自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属

主体になることができる(地方自治法第 260 条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。

※市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地のみを想定している。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

任意団体の代表者名で農地を借り受ければ開設は可能であるが、町として想定している集落の代表者は基本的に数年で交代され、その都度、借り受けの契約を変更することは現実的でなく、好ましい方法とは考えられない。また契約上、任意団体の名前なく個人の責任となれば、契約する本人も躊躇される。

地縁団体の仕組みについては承知しているが、近隣3集落が共同で運営している場合もあり、その場合はこの仕組みを活用することは難しいと考える。

代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等に影響が及ばないような措置を講じていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、引き続き検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 権利能力なき社団名において、その代表者がその構成員を代表して権利を取得(総有)し、市民農園を開設できるように検討を行うべきではないか。

○ 権利能力なき社団の代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等の効力に影響が及ばないよう、手続を簡素化する等の措置を講ずるべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

代表者の定めのある権利能力なき社団については、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができ、また、代表者が代わった場合にも市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了することができる旨の通知を発出し、周知したいと考える。

なお、市民農園の開設に当たっては、地方公共団体等及び市民農園利用者と市民農園の開設者との間で農地の賃借権等の設定がなされるのが通常であるところ、民法上、権利義務の帰属主体は自然人又は法人とされていることから、市民農園の開設に当たって当該市民農園である農地に係る権原の所在を明確にするためには、一次回答のとおり、市民農園整備促進法等による市民農園開設の申請者と実際に設定される賃借権等の帰属が一致する、社団の代表者である個人又は認可地縁団体等の法人による市民農園の開設が望ましいと考える。

(ある社団の代表者である自然人がその構成員を代表して締結した契約の効果の帰属や、当該代表者が変わった場合の契約の効力については、当該社団が権利能力なき社団であるかの判断も含めて、判例及び個々の契約の解釈によるものと認識している。)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

294

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

市民農園を開設できる者の要件の緩和

提案団体

多可町

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。

これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらおうことを考えている。

しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。

根拠法令等

市民農園整備促進法

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。

なお、自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属

主体になることができる(地方自治法第 260 条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。

※ 市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地とのみ規定している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

任意団体の代表者名で農地を借り受ければ開設は可能であるが、町として想定している集落の代表者は基本的に数年で交代され、その都度、借り受けの契約を変更することは現実的でなく、好ましい方法とは考えられない。また契約上、任意団体の名前なく個人の責任となれば、契約する本人も躊躇される。

地縁団体の仕組みについては承知しているが、近隣3集落が共同で運営している場合もあり、その場合はこの仕組みを活用することは難しいと考える。

代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等に影響が及ばないような措置を講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、引き続き検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 権利能力なき社団名において、その代表者がその構成員を代表して権利を取得(総有)し、市民農園を開設できるように検討を行うべきではないか。

○ 権利能力なき社団の代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者との使用に関する契約等の効力に影響が及ばないよう、手続を簡素化する等の措置を講ずるべきではないか。

各府省からの第2次回答

代表者の定めのある権利能力なき社団については、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができ、また、代表者が代わった場合にも市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手続を完了することができる旨の通知を発出し、周知したいと考える。

なお、市民農園の開設に当たっては、地方公共団体等及び市民農園利用者と市民農園の開設者との間で農地の賃借権等の設定がなされるのが通常であるところ、民法上、権利義務の帰属主体は自然人又は法人とされていることから、市民農園の開設にあたって当該市民農園である農地に係る権原の所在を明確にするためには、一次回答のとおり、市民農園整備促進法等による市民農園開設の申請者と実際に設定される賃借権等の帰属が一致する、社団の代表者である個人又は認可地縁団体等の法人による市民農園の開設が望ましいと考える。

(ある社団の代表者である自然人がその構成員を代表して締結した契約の効力の帰属や、当該代表者が変わった場合の契約の効力については、当該社団が権利能力なき社団であるかの判断も含めて、判例及び個々の契約の解釈によるものと認識している。)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

土壤汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

土壤汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とすること。

具体的には、法施行規則で定める届出不要な行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないとする。

具体的な支障事例

同項の規定に基づき、3,000 m²以上の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。

同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されている。

一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壤汚染のおそれが極めて低いと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。

また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壤汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土砂条例に基づき安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であるとするが、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法の目的は、土壤汚染対策により国民の健康を保護することであるが、健康への影響が生じる蓋然性が認められない行為に対して規制を緩和することにより、森林の公益的機能の速やかな向上及び企業活動の活性化につながることを期待される。

なお、「今後の土壤汚染対策の在り方について(第一次答申)」において、「都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべき」とされている。

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、八尾市、高松市、熊本市

○土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務については、3,000㎡以上の土地の形質変更という条件は過大ではないかと考える。林道整備等による届出を受理しているが、公共工事等においては、発生残土処理については汚染の拡散は発生しにくい状態であるため、届出義務の必要性は低いと考えられる。届出義務の要件として、発生残土の処分方法も含めたものとするのが現実的であると考えられる。

○通常、土壤汚染が考えられない治山工事等に係る届出が多く、そのような場合は、特に届出がなくとも支障がないと考える。なお、国においても、効率的に調査する観点から、届出対象外について、検討されていると承知している。

○山間地（保安林）の公示で同項に基づく届出が提出されているが、有害物質の資料履歴は考えにくく、土壤汚染のおそれが極めて低いと思われるため、届出不要としても支障はないと考える。

○山間部で過去に土地の利用が全くないような場合や環境影響評価法に基づく調査が実施されている場合等は、汚染のないことが確認されているため、届出の必要性は低いものとする。

○土地の形質変更を行う面積が3000㎡を超える場合、山林や農地等、土壤汚染の恐れが極めて低い土地であっても、届出が義務付けされており、開発行為等の際に支障となっている。

○中央環境審議会の平成28年12月12日付け「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」にもあったように、全国の土壤汚染対策法第4条の届出件数中、調査命令が発出された割合は2%程度である。本市においても田畑等からの宅地造成に伴う届出がなされるものの、これまで田畑等でのみ使用されていた土地において有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられ、汚染の恐れがある土地を効率的に調査する観点からは届け出対象外とすることが望ましい。

各府省からの第1次回答

一定規模以上の土地の形質変更は大量の土壤の搬出や形質変更に伴う汚染の発生契機となることから、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、調査をさせて、その結果を報告すべきことを命ずることとしています。

平成28年12月12日付け「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」（中央環境審議会）において、「法第4条第1項の届出をして第2項の調査命令を受けてから調査に着手するというこれまでの手続の他に、前もって土壤汚染状況調査（地歴調査により汚染のおそれがないことが判明した場合には、試料採取等は不要。）を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置付けるべき」と答申されており、法改正を行ったところ。

保安林で行われる治山工事など土壤汚染のおそれが低い土地や環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地については、地歴調査で把握を行い、土壤汚染状況調査結果を報告することが可能となり、手続きの迅速化が図られました。

なお、同答申において「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されており、引き続き、検討してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○改正法4条3項の規定に基づく手続の迅速化については、調査結果報告に係る手続を前倒して、調査命令に係る事務を省略するものであるが、そもそも本件のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令を発出する可能性は極めて低い。また、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出が必要となることは変わらず、改正法による効果は無いものと考えられる。

○特に、栃木県から提案した、保安林内で行われる治山工事については、保安林が水源のかん養等を目的とするものであり、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されていることから、人為的な土壤汚染が発生する可能性が極めて少ないものと考えられる。

○また、自然由来の土壤汚染については、治山工事の目的が「土砂の流出防止」「飛砂・落石の防止」等であり、大規模な掘削を伴わず、むしろ現況の山腹斜面や溪岩・溪床を維持・安定化するものであることから、法第4条の規定に基づく届出の現行の適用除外項目と同様に、仮に土壤汚染が存在しても拡散するおそれが小さい

ものと考えられる。

○一方、例えば、①環境影響評価法に基づく調査を実施しているもの、②土壤汚染対策法に基づき過去に調査を実施し、汚染の無いことが明らかになっているもの等についても同様に、それぞれの制度において環境の保全に充分配慮がなされていることや汚染の無いことが確認されていることを客観的に判断することが可能であり、届出の対象外として支障が無いものと考えられる。

○したがって、栃木県としては、これらの行為については同条の規定に基づく届出が不要な行為とするよう、引き続き検討をお願いしたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の実現を求める。

ただし、保安林内の治山工事など自然由来の土壤汚染等の影響も含め、届出対象外とできる場合について、早急に検討を行うこと。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○今般の法改正については、調査結果報告に係る手続きを前倒して、届出後の調査命令に係る事務を省略できる選択肢を用意したものと理解するが、

・そもそも本提案のような汚染のおそれにくい土地における形質変更について、調査命令が発出される可能性は極めて低いこと

・調査は指定調査機関に行わせる必要があり、一定の期間や新たな費用負担が発生するものであること

・届出後30日間は工事に着手できない点は変わらないこと

を踏まえると、事業者が当該手続きを広く利用するとは考え難く、本提案に対応しているものとはいえないのではないかと。

このため、中央環境審議会の答申で示されている方向を踏まえつつ、客観的に汚染のおそれがないとわかる土地を届出の対象外とすることについて、本件の提案団体・共同提案団体を始め地方側の意見を広く吸い上げながら、幅広く検討すべきではないかと。

○1次ヒアリングで回答いただいたとおり、保安林での治山工事については、都市計画区域外の土地などを届出対象外とすることを平成30年中に検討する際に、合わせて積極的に検討いただきたい。

○既存の知見により汚染のないことが確認できている土地については、確かに任意調査であれば、その結果が妥当かどうか都道府県知事が判断する仕組みが必要である点は理解するが、

①環境影響評価法や土砂条例など他の制度で定められた調査で汚染のないことが明らかになっている土地

②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地

などであれば、改めて都道府県知事による判断や指定調査機関による地歴調査を行わずとも、汚染のおそれがないことは客観的に明白であるため、届出の対象外とすることを積極的に検討できるのではないかと。

各府省からの第2次回答

平成28年12月12日付け「今後の土壤汚染対策の在り方について(第一次答申)」(中央環境審議会)において、「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されていることから、引き続き、ご提案の趣旨を踏まえつつ、中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会において検討してまいりたい。

なお、①環境影響評価法や土砂条例など他の制度で定められた調査で汚染のないことが明らかになっている土地及び②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地などについては、届出の対象外とすることを御提案いただいているところであるが、調査以降に汚染の状況に変更がある場合等も考えられ、一律に汚染のおそれがないことを客観的に判断することは困難であるため、都道府県知事は、届出に基づき、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるかどうかを判断し、そのおそれがあると認めるときは、調査命令をかける仕組みとする必要がある。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

252

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

国定公園の公園計画変更に係る事務権限の移譲

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国定公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。
また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造に改めていただきたい。

具体的な支障事例

本県の国定公園では、水族館(公園事業)として建設が認められた施設が経営の抜本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みがなく、経営譲渡すらままならない状態にある。
現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。
そのため、本県において、民間事業者を勧誘し、水族館の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置付けられていない公園事業への業態変更を視野に入れると、県の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企画の段階で投資を断念されてしまった。
計画変更に関し、県と国の判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい現行のままでは、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが極めて難しく、最終的には当該建物が廃墟となって、国定公園の景観を阻害する建物となる恐れもある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既に公園計画に位置付けられている施設の業態の変更の程度が軽微な場合の公園計画の変更について、都道府県に決定権限を委ねる又は速やかな計画変更が可能な制度構造に改めることで、国定公園における空き施設問題の解消や地域の魅力を発信するための時宜を得た事業展開を進め易くなり、国定公園の景観の保護や一層の利活用の推進に資する。

根拠法令等

自然公園法第7条第2項、第8条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県

- 軽微な変更の場合、速やかに計画変更する制度構造となることにより、事業展開を進め易くなり、また景観の保護や一層の利活用の推進に資する。
- 千葉県の提案は事務の迅速化に資すると考える。

各府省からの第1次回答

具体的な支障事例として、2社の民間事業者から企画の段階で投資を断念されてしまった点をあげられておりますが、7/11に実施された提案団体からの集中ヒアリングを踏まえると、提案団体において国定公園に係る公園計画の変更手続に要する時間が要因であるかどうかは定かではなく、また、公園計画の変更に要する時間については、申し出から決定まで半年程度で処理できる体制が既に整えられているところです。この点については、平成27年度の提案募集においても回答しております。

さらに、本件については、公園計画の変更以外の対処方法も考えられると想定され、具体的な対応方針については、積極的に国としても提案団体に助言していきます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業再建に向けて観光施設に対する投資に興味を示した民間事業者(2社)は、既存の施設が国定公園内にあり、施設計画において水族館の位置づけがあったため、所定の手続を経て着工するまでの期間が見通せず、投資案件として忌避された。

現在の制度運用上では、公園事業計画の変更に係る期間は半年程度とされているが、事前協議を経て正式に提出・受理と進むのが通例で、可否判断の基準が示されていない状態では、この段階でも所要時間の見通しが困難であり、さらに、計画変更決定は環境大臣の所管となるため、2段階の了解を得る必要があり、投資企業から見れば進捗状況が見えない状態になる。

リゾート開発の場合は、事業企画、土地所有、施設建築、営業戦略、現場運営などの業務を種別ごとに別企業での分担が多く、不動産に関する見通しの不透明さゆえ、この事業チームの構築ができない。(仕事が始まる時期が分からず、人材の確保も融資計画も手を付けられない)

国定公園内の手付かずの自然環境に変更を加えることに慎重であることは当然だが、既に施設が建設されている区画にあっては、廃墟化による景観・雰囲気等の悪化がもたらす国定公園の魅力の毀損こそ防ぐ必要があり、国定公園の魅力を担保するためにも老朽施設の更新が円滑に行われる条件整備が必要になる。

現実的な方策として、既存施設の立地する区画において施設の改築を行う場合、用途に本質的な変更がない軽微な案件(既設のホテル・水族館などは観光系の集客施設であるが、自然公園法施行令に規定のある他の集客施設に変更し、増築・建替えするケース等)は、公園の管理・運営を行う都道府県知事の判断に委ねるようしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
手挙げ方式による検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○提案団体は、既存施設の増築又は建替をして、かつ、現在は公園計画に未記載の「公園事業となる施設」(施行令1条に規定する施設)への業態に変更(例:水族館から博物館)する場合、国定公園の公園計画の変更が必要であると認識している。国定公園事業の付帯施設の設置について柔軟な運用を認めていても、現行の制度及び運用上は、変更する業態によっては公園計画の変更が必要となるのではないかと。

○一次ヒアリングでは、既存施設を公園計画に未記載の業態に変更する場合でも、位置を変えず、規模も大きく変えないのであれば、県の許可で対応できる旨の発言があったが、利用しやすくするために当該施設を増築又は建替して業態変更する場合は県の許可だけでなく、公園計画の変更が必要になるのではないかと。

○民間事業者との交渉では、様々な業態への変更を選択肢として検討する必要がある。業態によっては公園計画の変更が必要であり、国の審査が半年程度かかるだけでなく、国の了解獲得の不確実性も交渉のネックとなっている。その結果、企画の段階で民間事業者は投資を断念している。現行の制度及び運用では対応できない明確な支障が生じているのではないかと。

○国定公園は県が既存施設の再建や観光客誘致のための投資の呼び込みなどに苦慮している実態を踏まえれば、付帯施設の設置について柔軟な対応を認めているのと同様に、既存施設の増築又は建替をして①景観や環境に与える負荷が既存施設と同水準となる場合や、②比較的類似の施設へ業態変更する場合(例:水族館から博物館・植物園等、令1条の同号に定められている施設への業態変更など)については、自然環境等への影響が軽微なものとして、公園計画の変更を不要とするなどの柔軟な対応を可能とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

○ 今回の事例に関し、公園計画における事業種の変更の柔軟化に関するご指摘については、一定の合理性があるものとする。他方、公園計画上の整理は、全国の国定公園にも影響するため、運用を変更する場合には、不適切な状況が生じないよう、その他の地域の事例も踏まえた検討が必要である。

○ 例えば、自然公園法では、優れた自然の風景地の保護と適切な利用の両面を目的としているところ、海岸の優れた自然が評価された国定公園において、水族館を博物館等の事業種へ変更する場合、その変更による風致景観や環境に与える影響が同程度であっても、博物館は多様な種類のものが考えられることから、その沿岸域の公園の自然と全く関係の無い文化的な博物館では、当該公園の優れた海岸地域を活かした利用にそぐわない可能性も考えられる。このため、公園計画段階で各事業種をどのように区別することが適切かは整理が必要である。

○ このような点を踏まえながら、今回の事例などにも柔軟に対応出来るよう、再検討の視点でも触れられている、令1条の同号に定められている施設への業態変更の場合に公園計画の変更を不要にするものの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種別を公園計画においてどのように扱うかについて、検討を始めてまいりたい。

○ なお、今回の千葉県の場合については、1次回答でもお答えした通り、公園計画の変更以外の対処方法も想定されますので、具体的な対応方針については、積極的に提案団体に助言してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

地方自治体の裁量により健全性に応じた効率的な橋梁点検を可能とする点検手法・頻度等の弾力化・事務の簡素化

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

初回点検を除く近接目視点検結果の健全性がⅠと診断された橋梁(跨線橋、跨道橋を除く)については、健全性に応じ地方自治体の裁量で適切なサイクルで点検し、また小型無人機の新技術を活用した近接目視以外の点検手法を導入し、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするよう、道路法施行規則第4条5の5において一律に定められている点検手法・頻度の弾力化など事務の簡素化を求める。

具体的な支障事例

点検は5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果がⅢとなった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要になることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修も実施しなければならないため、点検だけでなく補修にも人員が必要となる。また、点検にあたっては近接目視によることを基本とされているため、橋梁の部材の構造上、点検車等からの目視が困難な場合、足場の設置やロープアクセスを実施することとなるが、設置や撤去に時間を要し、かつ転落事故等の危険性が高いことから、安全かつ効率的な点検に支障を来す。豊田市では、約1,200件の橋梁を管理しており、年間約240件の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中では、全ての橋梁に対し一律に同品質の点検・補修を行っていくことが困難である。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方自治体の判断により健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。

例えば、初回点検を除く近接目視点検結果で健全性がⅠと判定された橋梁(笹子トンネル天井板落下事故のように第三者被害を招くような跨線橋、跨道橋を除く橋梁であり、重要度が低い橋梁)については、自然災害や地域的な気象条件など特別な事情がない場合に限り、橋梁点検全体の質が低下しない範囲内で、当該橋梁の健全性に依りて地方自治体の裁量で点検頻度を定められるようにし、点検手法についても近接目視以外の方法(例えば、小型無人機等での映像確認等)を取り入れることが可能となるようにされたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・地方自治体の裁量により点検手法・頻度等を柔軟に設定することができるようになることで、必要性の高い橋梁・部材の点検又は補修を優先的に実施することが可能となり、点検・補修の質の向上に寄与する。
- ・新技術の実用化を促進し、技術の進展にあわせた点検手法をとることが可能となり、橋梁点検のコスト縮減・省力化が図られる。

根拠法令等

道路法施行規則第4条の5の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、日上市、ひたちなか市、八王子市、魚沼市、富山市、南砺市、福井市、伊豆の国市、豊橋市、岡崎市、弥富市、飛島村、津市、福知山市、堺市、八尾市、出雲市、岡山県、広島県、廿日市市、高松市、宇和島市、西条市、大牟田市、久留米市、長崎市、五島市、宮崎市、鹿児島市

○当市では約440橋の橋梁を管理している。これらを将来にわたって確実に維持していくため、緊急輸送道路となっている橋梁や第三者被害を及ぼす恐れのある橋梁等、重要度の高い橋梁を対象とした長寿命化修繕計画に基づき、コストの平準化を図りながら、計画的に補修等を行っていくこととしているが、予算と人員が思うように確保できていないこと等の理由から、計画通りには進捗できていない。これに加え、道路法の改正により、すべての管理橋梁を対象とした5年に1度の定期点検が義務化されたことにより、財政的な負担が増え、計画的な事業の執行がますます厳しい状況である。橋梁の適切な維持管理を図っていくうえでは、定期的な点検が必要であることは承知しているが、限られた予算と人員のなかでは、すべての橋梁を同じように点検していくのではなく、構造、橋齢、架設位置、交通状況等、それぞれの条件に応じた点検頻度や点検方法を各自治体が検討できるようにされたい。

○平成26年4月2日に国土交通省の告示により、橋梁・トンネル点検は、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことを基本とされ、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施することとなった。健全性診断がⅢとなった場合は、早期の補修が必要となり、長寿命化修繕計画に基づき補修を実施しなければならない。レベルⅠ（15m以上）橋梁の近接目視をする場合は、点検移動車・足場の設置・ロープアクセス等を実施することとなり、委託による経費の増大や作業に不測の日数を要し、危険性が高く、安全性かつ効率的な点検に支障を来している。当市では、845橋の橋梁を管理しており、年間約169橋の橋梁点検を余儀なくされ、レベルⅠについては業者委託、レベルⅡ（15m以下）の橋梁については、職員による近接目視点検を実施しているのが現状であり、事務作業ではかなりのウエイトを占めている。点検結果により健全性がⅠと判定された橋梁や、重要度が低い橋梁については、自然災害や地域条件など特別な事情が無い限り、自治体の裁量で点検頻度を定められるようにし、近接目視についても小型無人機（映像確認）による点検が導入されることが可能となるよう要望する。

○本市では、約500件の橋梁を管理しており、年間約100件の橋梁を点検しなければならない。初回点検の判定結果に関わらず、全ての橋梁に対し一律に点検を実施することは、本市の厳しい財政状況等を鑑みると非常に負担が大きい。よって、初回点検で判定区分Ⅰ（健全）である橋梁は、点検サイクルを自治体の判断により柔軟に設定出来れば、財政の負担軽減が見込まれる。

○本市では、法定外の橋りょうを含め750橋ほどを所有している。毎年150橋ずつを5年ごとに定期点検を行わなければならず、点検費用の増大、人員の負担増となっている。市町村の多くは、道路構造令における3種5級や4種4級（生活道路）に架かる橋であり、都道や国道などの幹線道路に架かる橋と比べ大型車交通量も少ないことから経年劣化も少ない。その様な状況を踏まえ一律の管理ではなく、重要度や損傷度に応じた管理水準（点検間隔や点検方法）を設ける必要があると思われる。

○当市は約1300橋を管理している。架橋環境は様々であり、すべての橋梁を継続的に同品質で点検することは困難である。架橋環境や過去の点検結果を考慮した上で、点検頻度の緩和や近接目視の定義の緩和（例えば、小型無人機等での確認も近接目視とみなす）を求める。

○当村では、全体で98の道路橋を管理しているが、用水路を横断する生活道路に架かる橋梁が大多数であり、第三者被害の恐れがある跨道橋がその内の2橋である。また、直近の点検では橋梁の躯体に影響のある損傷もほとんどなく、健全度Ⅰの判定が多い結果となっている。このような現状でも、制度上一律5年に1回の頻度で点検を行う必要があり、職員の負担及び財政的な負担が増加していくことが予想されるため、地域の実情に合わせ、地方自治体の裁量により点検手法及び頻度等を柔軟に設定できるようになることで、優先順位の高い橋梁の点検・補修・補強を実施することが可能になり、施設の長寿命化に資すると考えられる。

○当市の管理している橋は478橋（橋長2m以上）あり、全ての橋梁（2m以上）について、定期的（5年に1回）に点検・診断業務を発注し、また長寿命化修繕計画に基づき、修繕も実施しなければならないが、人員及び財源的に現実的に困難である。日常点検だけでも相当な労力を要している現状である。点検（診断）だけでなく、補修工事についても施設の規模や重要度によって、どのレベルまで対応（投資）するか、ランク別けする必要があると感じている。小規模（例：5m以下）の橋梁については、致命的とならない範囲の補修を実施するなどの対応が必要であると感じている。また、橋梁点検について、多様な人材（職員OB、シルバー等）を活用したいと考えているが、点検レベルや、点検資格（要件）などが課題であると感じている。

○本市でも橋梁930橋をはじめとして、トンネルなど主要な構造物について、5年に1回の定期点検を実施し、

点検結果を踏まえて施設毎の長寿命化修繕計画を策定し、計画的に対策を進めているところである。しかし、点検や修繕工事にあたっては、施設数も多く、人員や財政的にも負担になっている。点検については、2巡目の点検に入っている施設もあり、前回点検時の損傷の有無や健全度などによって、点検の方法や頻度を柔軟に対応できれば、より効率的に道路施設の老朽化対策が進められると考える。

○当市では、約2,200件の橋梁を管理しており、年間約440件の橋梁を点検しなければならないが、人口減少等により厳しくなる財政見通しの中、橋梁の老朽化対策に十分な人員や予算等を確保することは困難であり、すべての橋梁に対し5年に1度の近接目視による点検を続けていくことは、財務や業務の負担になることから、例えば、対象区分に応じて、管理者の判断により点検業務の効率化(点検期間の長期化、点検手法の簡素化など)を図ることができるよう改善してほしい。

○当市においても、5年に1回の近接目視点検を実施している。点検結果が良好である場合は、全部材を近接目視するのではなく、桁端部や第三者被害の恐れがある部位のみを近接目視し、それ以外の損傷の進行が比較的遅い部位については各道路管理者の裁量で点検の内容を弾力的に変更できるようにしていただきたい。

○橋梁点検車等からの近接目視点検が困難な橋梁に関して、ロープアクセスでの点検を採用した実績があるが、ロープアクセスでの点検は点検の安全性に欠けることや、点検費用に多大な費用を要することなどの課題が生じていると考える。

○本県では、約2,700橋の道路橋を管理しており、年間約540橋の点検を実施している。平成26年7月の道路法の改正に伴い、近接目視による点検が義務付けられたため、点検車を用いた点検を実施しているところであるが、点検車が使用できない場合はロープアクセス等を用いて対応している状況であり、現場では効率的かつ安全に点検を行う高い技術が求められている。また、近接目視による点検に取り組んできたことにより、損傷がより明確に確認することができ、修繕が必要な橋梁についてはこれまで以上に増えてきている状況である。今後は、5年に1回の点検にかかる費用及び点検により修繕が必要とされた橋梁の修繕費について、必要な予算を確保することが維持管理に取り組むうえで重要な課題であると考えます。しかしながら、5年に1度の近接目視による点検は維持管理を行う上で重要なため、健全性に応じた点検頻度ではなく、近接目視が困難な場合に新技術による点検が行えるよう要件を緩和していただきたいと考える。

○当市では約1,840橋の橋梁を管理しており、道路法に基づく定期(初回)点検については、平成28年度までに約1,100橋(約6割)実施しており、判定結果については、早期に措置が必要となる判定Ⅲが約2%、判定Ⅰ、Ⅱが約98%という状況となっております。この様に、殆どが判定Ⅰ、Ⅱという判定結果のなか、道路法に基づき5年に1回の定期点検を全橋対象に実施した場合、年間約360橋を継続的に実施し一定の経費についても継続的な確保が必要となります。早期に損傷を発見し老朽化の進行を防止する為には、定期的な点検は必要と考えますが、初回の定期点検の判定結果により、点検サイクルの見直しの検討も必要と考えます。各橋梁の状況に合わせた点検サイクルとする事で、点検経費の縮減を図り、縮減された経費を修繕に充当する事で、老朽化対策の推進が図られると考えます。

○当市においても橋梁点検業務を行うに当たり、提案団体が示すような、人員の不足の問題や、点検費用や補修費用の財源の確保が困難であるといった問題を抱えている。

○当市は山間部に位置していることから、管内に小さな河川が多く存在する。よって河川に架かる橋梁も多く、橋梁数は500を超える。橋梁点検、補修の費用削減と事務軽減は財政面と人事面での課題でもある。一律的な規定ではなく、前回点検結果が健全であって、重要度が低いと市が判断した場合、点検及び補修を先送りできるような弾力的な運用を望む。

○当市も1,700橋あまりを管理しており、点検をおこなっているところである。そのほとんどが国県道に比べれば重要度は高くない橋であるが、点検費用は橋長が同じであれば変わらない。そのため補修系の予算の多くを点検費用が占めているところであり、肝心の補修にかかる予算を圧迫している。

○橋りょうを例に挙げれば、本市が管理する橋りょう(橋長2m以上、約2,900橋)を全て近接目視による点検をした場合、総額10億円以上の巨額な費用が必要となる。5年間で実施するには、毎年、約2億円以上の多額な費用が必要となり、老朽化した道路インフラの計画的な修繕への影響も考えられる。このため、御提案の橋梁点検手法の簡素化等について賛同するものである。

・さらに、御提案に加えて、以下の視点も盛り込んでいただくことを御願います。

①点検に関する費用について、地方の財政状況を十分に考慮した補助制度の拡充(更なる国の財政的な支援、点検単独で地方負担分に地方債が充当可能となる制度改善、点検に特化した補助制度(通常事業)の導入)

②点検頻度の緩和量について、自治体によっては点検頻度を定めることができず、将来的に法定点検が形骸化するおそれがあるため、例えば、補修により健全度Ⅰと判定されたものは7年ごとに1回とするなど、点検頻度の目安の提示

○本市では、約2,400の橋梁を管理していることから、5年に1回の点検を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づいた補修の実施が必要となり、毎年、膨大な予算の確保が必要になっている。以上のことから、橋梁の状態

や健全性に関係なく、一律に、近接目視5年に1回の点検を実施するのは、非効率的であるため、健全度による点検方法を柔軟に設定してほしい。

○点検は5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果がⅢとなった場合には早期の補修が必要となるなど、点検結果に応じた補修が必要になることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修も実施しなければならないため、点検だけでなく補修にも費用が必要となる。本市では、約1,100橋の橋梁を管理しており、年間約220橋の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中では、全ての橋梁に対し一律に同品質の点検・補修を行っていくことが困難である。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、一律に、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方自治体の判断により健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。

○平成26年7月の道路法施行規則の改正に伴い、橋梁やトンネル等の道路施設について5年に1回の頻度で近接目視点検を行うことが義務づけられ、点検費用が増大している。道路施設点検は、平成30年度で法定点検1巡目が完了し、平成31年度から法定点検2巡目が開始されると思うが、現在の点検方法と同様のやり方では多額の点検費用を要し、修繕はもとより改築等の他事業に影響を与えると危惧している。このような状況を踏まえ、一律5年に1回の近接目視点検とするのではなく、道路施設にも国道、県道、市町村道まであり、利用頻度も異なることから、交通量、構造種別、供用年数、健全度(前回点検結果)等により点検頻度・点検手法を変更できるような道路法施行規則の見直しを検討してほしい。

○近接目視による橋梁点検において、橋梁点検車が配置出来ない又は車両確保が出来ない場合の、高い所や狭くて入りにくい場所の点検にあたっては、足場設置、ロープアクセス等により実施している。近接目視でなくても、現状を確実に確認できる精度の映像等を取得できる新技術(探索カメラ等)の活用が可能となれば、点検費用コストの縮減が図られる。

○定期点検は、必要な知識および技能を有する者が近接目視により5年に1回に健全度の診断をおこなうことが道路法施行規則により定められている。本市においても点検対象橋梁数が457箇所あり、近接目視で点検をおこなうことは、安全の確保の観点から足場やロープアクセスを実施することになり、同品質の点検やその結果による補修をおこなっていくことが懸念される。

○本市では、900橋を超える橋梁の維持管理を行っている。そのうち、5m未満の小規模な橋梁については職員で対応できるものは職員点検を実施して、限られた予算で5年に一度の法定点検を実施している。小規模でかつ、健全性が高い橋梁については、橋梁点検の質が低下しない範囲内で、地方自治体の裁量で点検頻度を定められるような制度の必要性を感じる。また、点検手法についても、近接目視以外の方法の採用など、弾力的な運用を要望したい。

○交通量がほとんどない橋りょうについても点検対象となっているため、健全性Ⅰと判断された橋りょうについては、各自治体の判断により点検の頻度(5年に1回)を緩和できるようにすれば、少ない人員で効率よく点検ができるものと思われる。

○本市においても、管理橋梁が960橋を超えており、今後の定期点検に多額の予算が必要となる。

【制度の課題】橋梁の状態や重要性にかかわらず、同じ基準で定期点検を行わなければならない。

【改正の必要性】本市では、5年の1回に行う定期点検の初回実施分は、全てコンサルタントへ発注して点検精度を高めるとともに、損傷状況を詳細にまとめている。2回目以降の点検は、初回点検結果をもとに、遠方目視で劣化が進んでない場合は、カメラや遠方目視による点検に簡素化できないかと考えている。そのように改正することで、修繕工事に予算を重点配分できる。

○本市も同様に、全ての橋梁に対し一律に5年に1回の近接目視点検を実施するのは困難であるため、地方自治体の判断により健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。特に足場が必要な橋梁に関しては、安全かつ円滑な点検に支障を来すとともに、多大な費用を要する。

○本市においても、約1,150件の橋梁を管理している。現在の制度では、健全性に関わらず恒久的な点検を行う必要があり、財政への負担が大きい。また、今後、老朽化が急速に進む中、緊急性の高い橋梁の修繕にかかる予算も増大することから、健全性の高い橋梁については、点検頻度を緩和するなどの制度改正を求めたい。

○本市においては、橋りょうの維持修繕について、法令に基づき平成26年度から5年に1回の近接目視による定期点検を実施しており、点検結果に基づいた必要な修繕を進めるとともに、長寿命化修繕計画に則り、計画的な修繕も並行して実施している。こうしたなか、定期点検については、平成30年度に初回点検が完了するが、構造物の機能に支障が生じていない状態である、「健全度Ⅰ」と判定された橋りょうについて、各自治体が地域特性や交通状況を踏まえ、点検の手法・頻度を柔軟に設定することで、限られた財源と人員をより有効に活用でき、計画的な修繕が可能となるとともに定期点検の質の向上が図れる。また、新技術による点検も可能とすることで、点検コストの削減等につながる可能性がある。

○本市では、全体で563橋の道路橋を管理しているが、排水路・用水路を横断する生活道路に架かる橋梁が大多数である。また、H26～28年度(3年間)の直近の点検では橋梁の躯体に影響のある損傷もほとんどなく、

健全度Ⅰの判定が多い結果となっている。このような現状でも、制度上一律5年に1回の頻度で点検を行う必要があり、職員の負担及び財政的な負担が増加していくことが予想されるため、地域の実情に合わせ、地方自治体の裁量により点検手法及び頻度等を柔軟に設定できるようになることで、優先順位の高い橋梁の点検・補修・補強を実施することが可能になり、施設の長寿命化に資すると考えられる。

○本県では、島嶼部を結ぶ渡海橋など長大橋を多数管理しており、橋梁点検車、足場、ロープアクセスによる近接目視点検を実施しているところである。しかし、これら長大橋を対象とした近接目視による橋梁点検は、点検者の転落事故等の危険性を有していることや、多大な費用を要することなどが課題となっている。このため、道路法施行規則第4条5の5に記載された近接目視による点検を、現状より安価で安全な、新技術を活用した点検手法の導入を求める。

○点検は、道路法施行規則第4条の5の5に規定により、近接目視で5年に1回の頻度で行うことを基本としているため、点検結果に関係なく恒久的に点検を実施していくことになる。点検における健全性診断の判定結果に応じて、即対策が必要な場合があることに加え、長寿命化修繕計画に則った補修を実施しなければならないため、その経費は膨大になることが予測される。一方、点検は、橋梁の荷重や幅員により、点検車からの目視が困難な場合、仮設足場の設置が必要となるが、設置・撤去に掛る費用や時間、

管理者への占用許可申請手続等を要し、また点検者の危険性もある。本市では、約1400橋の橋梁を管理しており、年間約280橋の橋梁を点検しなければならず、また今後、老朽化が急速に進む中では、全ての橋梁に一律に同品質の点検・修繕を行っていくことが困難である。以上のことから、橋梁の状態や健全性に関係なく、道路法施行規則に規定された、近接目視で5年に1回の点検を実施するのは非効率的であるため、地方公共団体の判断により健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。

○本市も約940橋の橋梁を管理しており、年間約190橋の橋梁を点検している。今後、老朽化が急速に進む中、全ての橋梁に対し一律に同品質の点検及び補修工事を行っていくためには、多くの費用が必要である。この様な中、橋梁の重要度や健全性に関係なく近接目視で5年に1回の点検の実施が、橋梁修繕を進める費用を圧迫するおそれがあり、橋梁の健全な維持管理に支障をきたすおそれもあるため、地方自治体の判断により橋梁の重要度や健全性に応じ点検手法・頻度を柔軟に設定できるよう弾力化してほしい。

各府省からの第1次回答

橋梁の点検は、平成25年の道路法改正、平成26年の省令改正の内容に基づき、必要な知識及び技能を有する者が、近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本としている。

健全性に応じた点検頻度の考え方については、平成30年度までの一巡に向け取り組んでいる定期点検の結果を踏まえ、老朽化の進行度合い等に関する技術的知見を蓄積しているところであり、今後検討を行っていく。新技術を活用した近接目視以外の点検手法の導入について、国土交通省では、点検業務の効率化等を目的に、平成26年度よりロボット等を用いた橋梁・トンネル維持管理技術について、民間から技術を公募の上、現場での検証を実施しているが、現時点では知識及び技能を有する者が実施する近接目視による点検の代替が可能と評価できる技術は現れていないと認識している。引き続き、新技術の開発動向等を踏まえ、現場への導入について検討を行っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

健全性に応じた点検頻度について、道路メンテナンス年報によると、平成26・27年度の累計点検実施率は約28%であることから、これまでに全国の道路橋で約20万橋の点検が完了している。点検実施率が約28%と低いものの、約20万橋の近接目視点検結果が報告されている。また、今年度末の累計点検実施率は76%と推測されることから、約55万橋の点検結果が報告されることを考慮すると、老朽化の進行度合い等に関する技術的知見は十分に蓄積されると考える。

本提案は、橋梁の安全性を確保したうえで、効率的かつ安全性の高い橋梁点検を可能とするよう、橋梁の状態や健全性に関係なく一律に定められている点検手法・頻度の弾力化など、事務の簡素化を求めるものである。健全性に応じた点検頻度の考え方について、具体的かつ積極的に検討を行っていただき、二巡目の点検前である平成30年度末までに、早急に点検頻度の緩和等、具体的な方向性を示していただきたい。

新技術を活用した近接目視以外の点検方法の導入については、今後予想される労働者不足や安全性の向上を踏まえ、現場への導入について積極的な検討を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊橋市】

健全性に応じた点検頻度の考え方について、定期点検の結果を踏まえ、技術的知見を蓄積し、今後検討を行

うとの回答をいただいたが、技術的知見の蓄積にどの程度の期間を見込んでいるのか、また、検討を進める具体的なスケジュールを示していただきたい。

【廿日市市】

○ 近接目視の代替となる技術は確立されていないため、健全度 I とされた橋梁について、他の橋梁と同じ頻度で同様の近接目視を行っていくことは、人的、予算的に負担が大きい。健全度 I とされた橋梁については、次回は遠方目視とし、遠方目視の点検が2回続けて行われないう、その次は近接目視とするなど、弾力的な運用を行っていただきたい。

【宇和島市】

○ 検討結果を踏まえた新たな点検手法に沿った次年度予算要望が可能となるよう、31年度当初予算の要望時期となる30年度の秋頃までには、点検手法の検討に係る結論を示していただきたい。また、近接目視に関する新技術の評価や問題点について、一般に公表するとともに、共同して開発に取り組んでいただきたい。

【高松市】

○ 引き続き、導入検討をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会検証結果のうち、13件が検証を推奨する技術として評価を受けたとあるが、これらの技術により具体的にどのように地方公共団体の点検業務の負担軽減につながるのか。

○ 自治体に点検の責任を押し付けるだけでなく、早急に点検の進捗状況及び自治体における現場の実務実態を把握し、点検業務が過重な負担となっている地方公共団体については、技術面、体制面、財政面にわたり、十分な援助措置をとるべきではないか。

○ 現行技術の導入や既存手法との併用等により、点検の効率化を図ることが可能な部分を検討し、来年度からでも随時点検手法を柔軟化して、地方公共団体の負担軽減を図るべきではないか。

○ 健全性に応じた点検頻度の緩和等の地方の実情を踏まえた柔軟な対応が行えるよう、これまでの橋梁点検において蓄積した知見を前広に総括、検証し、2巡目の点検サイクルが開始する前の来年度中に運用の見直しを行うべきではないか。その際は、地方公共団体の意見を十分に聴くべきではないか。

各府省からの第2次回答

平成26年度からの3カ年で、全国の道路橋約73万橋のうち、約40万橋（約54%）の点検を完了したところ。引き続き、地方公共団体に対して、職員を対象とした研修や講習会（技術面）、都道府県による地域一括発注（体制面）、防災安全交付金による支援（財政面）等を実施する。

定期点検は、国民の安全を保護するため、全ての道路管理者が実施しなければならない義務である。点検頻度については、検討に必要な十分な点検データが蓄積された段階で、専門家による委員会等において、国民の安全確保を前提に慎重な審議・検討を行う必要があり、現時点で結論の方向性やスケジュールを示すことは困難である。

また、現時点では必要な知識及び技能を有する者が実施する近接目視による点検の代替が可能と評価できる技術は現れていない状況であるが、引き続き、新技術の現場への導入に必要な検証・評価を行う等、民間による新技術の開発の促進に努める。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

152

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法の緩和

提案団体

徳島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

近接目視が基本とされている橋梁点検について、高解像度カメラや赤外線センサー等を搭載した車載カメラを用いた点検手法、IOT、UAV、次世代赤外線画像判定支援システム等の新技術を活用した点検手法など、安全かつ円滑な手法で効率的な点検が可能となる、近接目視と同様の点検精度を持った、新技術による点検を可能とするなど要件を緩和すること。

具体的な支障事例

トラス橋などの桁下については、部材が支障となり橋梁点検車のブームが入らないため不可視箇所が存在する。
そのため、足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検を実施することとなるが、ロープアクセスは、安全性が橋梁点検車よりも低いことから、安全かつ円滑な点検に支障を来すとともに、多大な費用を要する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

近接目視に代わる点検ロボットなどの新技術の実用化を促進し、技術の進展にあわせて新たな点検手法を活用することにより、定期的な(5年ごと)点検におけるコスト削減や省力化が図られる。

根拠法令等

道路法施行規則第4条の5の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、八王子市、三鷹市、新潟市、岐阜県、静岡県、豊田市、豊橋市、津市、堺市、鳥取県、岡山県、広島県、廿日市市、美馬市、宇和島市、西条市、大牟田市、佐賀県、長崎市、宮崎市、鹿児島市

○管理橋のうち跨線橋においては、終電から始発までの限られた時間(3時間程度)で点検業務を行わなければならない。特に、線路の真上に位置する足場の設置・撤去については、1日ごとに行わなければならない、莫大な点検費用を必要とする(通常の点検費用に対し20~30倍程度)。近接目視と同等の能力を持つ点検ロボットなどの開発により、作業効率の向上、足場の仮設等が不要になるなど、コスト削減に寄与するものと思われる。
○架橋環境によって、近接目視が困難な箇所が存在する。点検方法の選択肢を広げ、点検における省力化やコスト削減を図るために、近接目視と同等とみなせる新技術を示すことを求める。
○本市においても通常の点検車では近接目視が難しい橋梁については、大型の点検車やロープアクセスなど

による点検を実施しているところである。点検の省力化や効率化に向けて、技術者による近接目視と同等の評価が得られるような新技術の活用が必要であると考える。

○本県は全国トップクラスとなる約 4,500 橋の橋梁(2m 以上)を管理している。その中には、部材が支障となり橋梁点検車で点検ができず近接目視が困難な橋梁が存在する。その場合、ロープアクセスで点検を行うこととなるが、橋梁桁下は点検が困難であるし、足場設置・撤去となると多大な費用と時間を要す。そのため、近接目視と同様の点検精度を有し、コスト削減や省力化を図ることのできる新技術を活用することができるよう、基準を緩和してほしい。

○点検にあたっては近接目視によることを基本とされているため、橋梁の部材の構造上、点検車等からの目視が困難な場合、足場の設置やロープアクセスを実施することとなるが、設置や撤去に時間を要し、かつ転落事故等の危険性が高いことから、安全かつ効率的な点検に支障を来す。

○昨今の点検技術は従来の土木分野のみならず、ロボット技術や情報技術の分野の業者の参入も多く、日進月歩で成長している。一方で、現行の法制度の中では橋梁点検は全部材を近接目視することを原則としているため、例えば鉄道を跨ぐ橋梁や幅員の広い橋梁などについては点検を実施するのに莫大な費用や期間が生じている。ドローン等のロボット技術の活用を柔軟にできるようになれば、より合理的で効果的な点検を実施していくことができるのではないかと。

○本県においても、平成 26 年 7 月の道路法改正に伴い、橋梁点検車で近接目視による点検ができない場合は、ロープアクセスによる点検を実施しており、点検者の安全確保と点検にかかる多大な費用について課題を抱えているところである。このため、近接目視と同評価が行える点検ロボットを導入することにより新技術による点検を可能にするなどの要件の緩和が必要である。

○当市においても、桁下高の高い橋梁(渡海橋)や、桁高の高い橋梁を有している。特に、吊足場や大型の橋梁点検車(BT-400)を必要とする場合、高額な費用を要することや、一定の期間に車両の確保等が困難なケースがある。

○上部工下面や側面を化粧パネルで覆っている構造の橋梁について、5年に一度の近接目視点検を行うためには、化粧パネルを取り外す必要があり、費用が莫大なものになる。そこで近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行えるとあるが、その方法について、点検口からのカメラ撮影は可能とするなど指針をしめしてほしい。

○橋長の短い小規模橋梁については新技術を活用した簡易な点検手法を確立し、点検費のコスト低減を図ることが可能と考えられる。

○本市も 1,700 橋あまりを管理しており、点検をおこなっているところである。そのほとんどが国県道に比べれば重要度は高くない橋であるが、点検費用は橋長が同じであれば変わらない。そのため補修系の予算の多くを点検費用が占めているところであり、肝心の補修にかかる予算を圧迫している。

○橋りょうを例に挙げれば、本市が管理する橋りょう(橋長2m以上、約2,900橋)を全て近接目視による点検をした場合、総額10億円以上の巨額な費用が必要となる。5年間で実施するには、毎年、約2億円以上の多額な費用が必要となり、老朽化した道路インフラの計画的な修繕への影響も考えられる。点検コスト縮減や技術者不足の解消のため、徐々に活用がすすんでおり、ドローンをはじめとした新技術等について、道路橋定期点検要領に記載のある「技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法」としていただくよう、御提案に賛同するものである。

○近接目視が難しい橋梁点検箇所について、新たな点検手法の活用を行うことで、点検におけるコスト縮減や省力化が図れることから点検手法の緩和をされたい。

○平成 26 年 7 月の道路法施行規則の改正に伴い、橋梁やトンネル等の道路施設について5年に1回の頻度で近接目視点検を行うことが義務づけられ、点検費用が増大している。橋梁においては、トラス橋や歩道橋などの橋梁点検車で点検ができない橋梁においては、足場やロープアクセスによる点検が必要となるが、点検費用が高額となっている。このような状況を踏まえて、現在国土交通省でも試行点検を実施している点検ロボット等の新技術による点検方法を取り入れることで点検費用の縮減が図られると考える。また、点検ロボット等での点検を可能とする道路法施行規則の見直しも併せて検討してほしい。

○本県においても、ハイピアの橋梁など近接目視が困難な箇所の点検に苦慮しており、新技術を活用した点検は有用と考える。

○本市においても、今年度、ロープアクセスによる橋梁点検箇所(JR 軌道敷)の予定がある。ご提案のように作業時間が制約されることと、足場や橋梁点検車よりも点検環境が悪いと、安全性が低く、点検を円滑に行うには支障が来たと考える。

○これまでの点検作業において、その受注者から次の課題が報告されている。

- ・吊り橋においては、吊ロープ等の部材が支障となり、橋梁点検車のブームが入らず、損傷らしき様態を発見しても、その程度や原因の特定が困難である。

- ・また、高橋脚の脚柱はもとより、幅員が狭隘な橋梁や主要部材の損傷が認められる橋梁については、橋梁点

検車の使用そのものが困難な状況となっている。

こうした現状に対して、吊足場及び特殊高所技術調査を採用しているが、吊足場については、設置・撤去に当たり出水期を避ける必要があり、かつ、山間部等の小規模な橋梁においては足場資材の搬入そのものが困難な状況である。また、特殊高所技術調査については、橋梁の架設状況等によっては、安全性の問題に加えて、経費が割高になる場合がある。

以上の状況を踏まえ、近接目視の手法の拡大・充実、さらには近接目視と同様の点検精度を有する新技術の活用は、定期点検の精度向上はもとより、市町村の負担軽減につながるなど、老朽化対策の一層の推進につながると考える。

○本市では、約 900 橋の維持管理をしている。約 600 橋について近接目視による法定点検が完了している。そのうち、3 橋についてはロープアクセスによる点検が必要となり、多額の点検費用を要している。

○全ての橋梁点検は、近接目視で行っておりコストがかかっている。本市においても、斜張橋が 2 橋あり、点検には、ロープアクセスによる工法を用いなければならず、点検にかかる費用が高額である（費用：1 橋あたり 500 万円以上）。近接目視の点検方法として新技術（ドローン等）を活用するなど、コスト縮減を図ることができ、より効率的な点検が可能となる。

○本市も同様に足場設置・撤去には時間を要し、ロープアクセスによる点検は安全性が低いことからドローンの活用や新技術の実用化を促進し、技術の進展にあわせた点検手法をとる必要がある。

○幅員の狭隘な跨線橋、跨道橋等では、近接目視のために全面的に吊り足場を設置する必要があり、点検に時間や費用を要する。近接目視と同等の点検精度を有する新技術を取り入れることで、コスト縮減や安全性の確保につながるため、制度改正を求めたい。

○近接目視による点検に加え、その他の技術が採用されることで、点検手法が拡がり、点検コストの削減等につながる可能性がある。

○橋梁点検車等からの近接目視点検が困難な橋梁に関して、ロープアクセスでの点検を採用した実績があるが、ロープアクセスでの点検は点検の安全性に欠けることや、点検費用に多大な費用を要することなどの課題が生じていると考える。

各府省からの第 1 次回答

橋梁の点検は、平成 25 年の道路法改正、平成 26 年の省令改正の内容に基づき、必要な知識及び技能を有する者が、近接目視により、5 年に 1 回の頻度で行うことを基本としている。

新技術による点検について、国土交通省では、点検業務の効率化等を目的に、平成 26 年度よりロボット等を用いた橋梁・トンネル維持管理技術について、民間から技術を公募の上、現場での検証を実施しているが、現時点では知識及び技能を有する者が実施する近接目視による点検の代替が可能と評価できる技術は現れていないと認識している。引き続き、新技術の開発動向等を踏まえ、現場への導入について検討を行っていく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「引き続き、新技術の開発動向を踏まえ、現場への導入について検討を行っていく」とあるので、新技術の開発を促進し、早期の現場への導入をお願いする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宇和島市】

○ 近接目視に関する新技術の評価や問題点について、一般に公表するとともに、共同して開発に取り組んでいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会検証結果のうち、13 件が検証を推奨する技術として評価を受けたとあるが、これらの技術により具体的にどのように地方公共団体の点検業務の負担軽減につながるのか。

○ 自治体に点検の責任を押し付けるだけでなく、早急に点検の進捗状況及び自治体における現場の実務

実態を把握し、点検業務が過重な負担となっている地方公共団体については、技術面、体制面、財政面にわたり、十分な援助措置をとるべきではないか。

○ 現行技術の導入や既存手法との併用等により、点検の効率化を図ることが可能な部分を検討し、来年度からでも随時点検手法を柔軟化して、地方公共団体の負担軽減を図るべきではないか。

○ 健全性に応じた点検頻度の緩和等の地方の実情を踏まえた柔軟な対応が行えるよう、これまでの橋梁点検において蓄積した知見を前広に総括、検証し、2巡目の点検サイクルが開始する前の来年度中に運用の見直しを行うべきではないか。その際は、地方公共団体の意見を十分に聴くべきではないか。

各府省からの第2次回答

現時点では必要な知識及び技能を有する者が実施する近接目視による点検の代替が可能と評価できる技術は現れていない状況であるが、引き続き、新技術の現場への導入に必要な検証・評価を行う等、民間による新技術の開発の促進に努める。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

197

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

喀痰吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務について指定都市への権限移譲を求める。

具体的な支障事例

広島市内の介護事業所では、平成28年に、喀痰吸引等を行うための研修を受けていない職員が、業として当該医療行為を行った事案があった。このケースでは、内部通報により問題が発覚し、指導を行うことができたが、社会福祉士及び介護福祉士法上は、研修を受けた者の登録は都道府県の事務とされているため、指定都市に情報が入るようになっていない。

介護保険法上、指定都市には介護事業所への立入検査権限だけでなく処分権限もあるが、事業所の職員のうち、誰が喀痰吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みとなっていないため、現状では、広島県と一緒に検査に入らざるを得ない。

については、喀痰吸引等業務の登録に関する事務を都道府県から指定都市に移譲し、指定都市単独で対応できるようにしていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

情報が一元化されることによって、他の検査と併せて、喀痰吸引等業務がきちんと資格を持つ職員によって行われているか検査することで、業務の適正化に繋がる。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2～第48条の8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、沖縄県

○本県においても、中核市にある有料老人ホームにおいて、喀痰吸引等の研修を受けていない介護職員が、当該行為を実施していた事例があり、県と中核市で情報共有の上、指導を行っていることや中核市より既登録事業者等に関する問い合わせがあった際など、通常業務に支障を来すなどの問題が生じているところである。また、中核市の介護事業所等への実地指導や立ち入り権限がないことから、登録喀痰吸引等事業者登録後、当該事業者の事後の運営実態を把握することが難しい状況にある。

各府省からの第1次回答

○喀痰吸引等に関する事務については、現在、喀痰吸引等を行う特定行為業務従事者の認定（認定証の交付を含む。）、喀痰吸引等を行う事業者の登録や指導監督、喀痰吸引等研修を行う研修機関の登録などの事務を都道府県が一元的に取り扱っているところである。喀痰吸引等業務の適切な推進や事業者の手続の便宜を考慮し、喀痰吸引等に関する事務については都道府県が一元的に取り扱うことが適当と考えており、本提案の実現は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

喀痰吸引等を行う事業者の登録事務については、登録により得られる情報（従事者名簿等）が介護事業所に対する指導監督を行う上で有用であることから、指定都市への情報の一元化が望ましいと考えるため、権限移譲をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】

喀痰吸引等業務の適切な推進については権限移譲により、実地指導や立ち入り権限を持つ政令指定都市及び中核市が登録に関する事務を担うことで情報が一元化され、喀痰吸引に関する検査も単独で行うことが出来、業務の適正化につながる。

また、事業者の手続きについても、権限移譲により、事業者を所管する市で登録業務を行うことが出来れば、手続きにかかる移動時間や費用等の負担を軽減することが出来、手続きの効率化を図ることが出来る。

よって、都道府県が一元的に事務を取り扱うことが適当である理由を具体的に示して頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都道府県から確実に情報提供される仕組みを構築することを前提に、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○喀痰吸引等業務の登録に関する事務については、介護サービス事業者の指定、指導・監督等の権限をもつ指定都市が一元的に行うことが、指導の実効性や事務の効率化の観点から合理的であり、また、指定都市（権限の受け手側）が権限の移譲を求めていることから、権限を移譲するべきではないか。

各府省からの第2次回答

- 喀痰吸引等を行う事業者の登録事務のみの権限移譲が不適當である理由は第1次回答のとおりである。
- 喀痰吸引等を行う事業者の登録情報のうち介護事業所に対する指導監督上必要な情報については、指導監督権者が把握できるよう、必要な方法を検討してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

232

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間見直し

提案団体

京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。

具体的な支障事例

介護福祉士は介護職の中核的な役割を担うことが期待されているところであるが、平成28年度から実務経験者の受験資格に実務者研修450時間の受講が課せられた。

平成27年度までは「3年以上の介護職としての実務経験」のみで受験可能であったが、国は「介護職の資質向上」を打ち出し、平成28年度から「3年以上の実務経験」に加え、「実務者研修」の受講が必須化され、たん吸引など医療的なケアも含めた研修の受講が義務付けられた。さらに、受講料も自己負担となっている。

そういったこともあり、全国で平成27年度は受験者が16万919人であったが、平成28年度は7万9113人と半減した。

京都府としては、第7次京都府高齢者健康福祉計画(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定等により、定めたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材の育成と定着も含めた総合的な取組を進めているが、介護職の人材は、慢性的に不足している。その解消のため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の読み替え等、受験者への配慮が必要と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護職が慢性的に不足している中、介護福祉士実務研修の受講時間を短縮することで、資格試験受験者の増加による介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実を図ることに資する。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法第40条
社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、川崎市、高山市、鹿児島市

○小規模事業所においては、研修に出せるだけの人員がなく、質の向上ができない状況になるため、規制緩和が必要と考えます。

○「介護福祉士実務研修」の受講時間が長いことや研修場所までの移動距離が遠いことで、市内事業所からも時間や費用の面で介護福祉士資格取得の妨げになっているとの意見を聞いている。介護職員が慢性的に不足している中、受講時間の短縮及び受講場所を拡大することで、介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実が図られる。

各府省からの第1次回答

○ 実務者研修については、平成19年に法改正を行い、当初600時間の受講時間を想定していたが、その後現場の事業者や介護職員の実態等を踏まえた検討を行い、450時間とした。さらに、通信課程の活用や他の研修で履修済みの科目の免除を認めるなど、受講時間短縮等による受講者の負担軽減を既に図っている（介護職員初任者研修受講者は320時間に短縮）。こうした経緯を踏まえ、平成26年の法改正により平成28年度からの施行が決められたものであり、現時点で見直しを行うことは困難である。

○ また、本研修は、実務経験では不足する理論的・体系的な知識や技能を学ぶため、3年間の実務経験を前提に受講時間等が設定されているものであるから、実務経験により本研修の読み替えを行うことは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護福祉士試験については、実務者研修の受講が義務づけられた直後の平成28年度試験の受験者数が前年度に比べて半減しており、半減の要因を分析したうえで、適切に対応策をご検討いただきたい。

また、実務者研修については、通信課程の活用や他の研修で履修済みの科目の免除を認めるなど、受講時間短縮等による受講者の負担軽減を既に図っているとのことであるが、必要に応じて再度現場の事業者や介護職員の実態を調査し、更なる負担軽減策をご検討いただきたい。

さらに、実務者研修は、その多くが地方厚生局の指定した介護福祉士実務者研修養成施設で実施されているが、これら介護福祉士実務者研修養成施設には医療的ケアの課程はあるものの、実地研修の実施場所となる事業所（特別養護老人ホーム等）がないため、実際に実地研修を行うことができず、医療的ケアを提供できない介護福祉士を輩出している。このように医療的ケアを実施できる介護福祉士と医療的ケアを実施できない介護福祉士が混在する現状を踏まえて、その受講を選択制とすることで実務者研修の見直しに努めていただきたい

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の実現を求める。
ただし、介護福祉士の質の低下につながらないように検討の上、実現すること。

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 介護福祉士試験の受験者数が半減した要因を分析し、それらへの対応策とともに、示していただきたい。

○ 実務者研修時間450時間は過大であり、今後改めて見直す必要があるのではないか。

○ 医療的ケアを実施できる介護福祉士と実施できない介護福祉士が混在している以上、医療的ケアの受講を選択制にしても良いのではないか。

各府省からの第2次回答

○ 実務者研修の受講時間については、現場の事業者や介護職員の実態等を踏まえた検討の結果、450時間としており、適正であると考えている。

○ また、医療的ケア研修については、認知症や医療的ケアなど介護ニーズが多様化する中、介護現場における中核的な役割として専門職である介護福祉士の質を確保するうえで必要と考えており、選択制の導入は困難である。

○ なお、実務者研修導入の影響と負担軽減策については、今年度の調査研究により実態把握することとしており、その結果を踏まえ課題を整理し、介護福祉士の質の確保に留意しながら、必要な対応策を検討してまいり

たい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

182

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

福祉系の学科・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。

具体的な支障事例

【提案の背景】

長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定により、定めたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7,000人の確保を目標に定め、人材確保施策を推進しているが、県内の介護人材不足は大きな課題となっている。

現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。②については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」(以下、指定校)を修了する必要がある。

【支障事例】

平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科目単位を圧迫することで幅広い知識・教養の習得が難しくなったり、7時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がかかるといった課題が生じている。

このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。

【提案事項】

地域の介護福祉士養成施設と福祉系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業後に養成施設で不足科目を履修する(養成施設の卒業は要件としない)ことで、合計1,850時間以上履修すれば受験資格が得られるよう求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域に必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。

福祉系高等学校の生徒が十分な基礎知識・教養を習得したうえで、将来の国家資格取得に繋がるキャリア形成を行うことができ、もって介護分野への参入が促進される。

高等学校卒業後養成施設において、さらに専門性を磨くことで、介護福祉士としての質の向上が図られる。多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の掘り起こしにつながる。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法第40条
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、埼玉県、神奈川県、川崎市、軽井沢町、大阪府、鹿児島市

○福祉系学科の教科内容が全国的に統一されているならば、単位の通算は何ら支障がないものであり、介護福祉士の確保に繋がりますので、緩和すべきものと考えます。

○当県内の福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことができないところがあり、当該高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設において2年間 1,850 時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。

○当県内でも、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設で2年間 1,850 時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。当県は75歳以上の高齢者人口の伸び率が全国一であることから、県内における介護人材の確保は重要な課題となっている。高校進学時に福祉の道を志した貴重な人材に対して、介護福祉士を目指す過程で、余計な負担（同じ科目の二重履修、二重の学費負担）を強いることを避ける制度にするべきである。

○介護従事者が不足しており、本提案のとおり受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。

各府省からの第1次回答

○介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）の基準としては、原則2年間 1850 時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられている。これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したものと認めることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。

○また、大学、短期大学又は専修学校等である養成施設では、養成施設ではない他の大学、短期大学又は専修学校等において履修した科目について、教育内容が相当するものと認められる場合には、一部の科目を除き自らの養成施設において履修した科目とみなすことが可能となっている。一方、現行では、原則、高等学校で履修した科目を大学、短期大学又は専修学校等において大学等で履修した科目とみなすことができないこととなっていることから、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に大学等である養成施設で履修した科目とみなすことはできない。

以上のことから、提案の実現は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○本県の福祉学科・コースのある高等学校では、学習指導要領に基づいた十分な一般教養と福祉施設との連携による専門知識・技能をバランスよく履修し、介護人材としての知識・技能に加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるよう努めており、本県の福祉学科・コースのある高等学校を卒業した生徒が介護福祉士養成施設等で不足科目等を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設を通じて、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応できる十分な知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の低下を招くことはないと考えます。

○現行、介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設（2年以上）、②福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設（1年以上）、③福祉系高校（3年間）は同等に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的とはいえない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【酒田市】

○後段については、受講内容の共通化などをして、各学校段階で受講できるようにしたうえで、学校自体の卒業単位という位置づけから切り離し、介護福祉士資格取得のための必要受講科目にすることで高校でも大学でも履修実績を共有できるものと思われま

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 総履修時間数の不足を理由に福祉系高校の指定を受けていない高校についても、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件を満たす場合には、養成施設における科目の履修に代えることを認めるべきではないか。
- 介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設(2年以上)、②福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設(1年以上)、③福祉系高校(3年間)は同等に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的ではないのではないか。
- 長野県の福祉系学科・コースのある高等学校の教育内容と介護福祉士養成施設の教育内容の実質的同等性の検討状況はどうか。(可能であれば追加共同提案団体についても同様)

各府省からの第2次回答

- 第1次回答のとおり、介護福祉士養成施設の基準としては、原則2年間 1850 時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したと認めることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。
- また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすことはできないこととなっており、ご指摘の提案については実現困難である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し

提案団体

由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

制度の所管・関係府省

内閣府、金融庁、財務省

求める措置の具体的内容

『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。

また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。

具体的な支障事例

平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。

当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。

半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。

また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。

一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊に近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。

さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 「調査手続の簡素化」

1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至ら

ないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がりを期待する。

2. 「被害の程度及び認定基準の区分の再編」

自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。

3. 「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」

被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。

根拠法令等

- ・「災害の被害認定基準」
- ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成 25 年 6 月内閣府<防災担当>)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市

○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。

○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。

各府省からの第1次回答

- ・「災害に係る住家被害認定基準運用指針」は、被害認定の業務を行う市町村が、迅速かつ的確に調査・判定を行えるよう、参考までに、それらの手法を定め、国が助言・支援しているもの。
- ・当該運用指針による調査・判定方法については、これまでも被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡易な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行う予定。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模自然災害が発生した場合、自治体を越えた広範囲にわたる重大な被害が想定されることから、被害認定業務においては、標準的手順に基づき、一定の統一された調査が行われ、地方自治体あるいは地方自治体間で混乱が生じないよう、迅速な調査と早期の罹災証明書の交付につなげるのが肝要だと考える。

「①調査手続の簡素化」の提案については、同一災害における自治体間の調査手法・判定の差異の解消のほか、罹災証明願の受付時、いわば手続きの初動段階において「写真判定が可能なもの」、「調査を要するもの」の振り分けを行うことで、迅速な被害認定調査と罹災証明書の交付・取得に直結することが見込まれる。

具体的には部位、被害程度ごとに用意された多くの事例写真等との照合確認による簡易判定等、罹災証明書の早期交付につながる選択可能な具体的手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等の改正を行う等、地方公共団体に対し周知することを求める。

また、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府(防災担当)において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。
- 内閣府(防災担当)において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。
- 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府(防災担当)においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府(防災担当)が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。
2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。
3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。
4. さらに、住家の被害の程度が半壊に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁 第2次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明に係る一連の手續・制度の見直し

提案団体

由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

制度の所管・関係府省

内閣府、金融庁、財務省

求める措置の具体的内容

『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手續の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。

また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。

具体的な支障事例

平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。

当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。

半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。

また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。

一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。

さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 「調査手續の簡素化」

1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至ら

ないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がりを期待する。

2. 「被害の程度及び認定基準の区分の再編」

自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。

3. 「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」

被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。

根拠法令等

- ・「災害の被害認定基準」
- ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成 25 年 6 月内閣府<防災担当>)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市

○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。

○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。

各府省からの第1次回答

大規模地震における地震保険の保険金支払いにおいて、損害保険会社は最大限の人的資源を動員することで、被災者に可能な限り迅速に保険金を支払いつつ、被災地以外の通常の保険金支払いも円滑に実施する必要があります。

本提案のように官民の調査基準の統一や査定結果の相互利用を行うことは、被災地における地震保険の保険金支払業務において、以下のような混乱や負担増を発生させ、保険金支払いの遅延など、被災地における保険金支払業務の劣化が避けられないほか、被災地以外の保険金支払いにも悪影響を及ぼしかねず、保険契約者保護の観点から実現困難と考えます。

・地震保険の損害認定基準を大きく変更することにより、既に地震保険関係者に定着している実務手順等が見直しとなり、蓄積したノウハウも活用できなくなることから、査定実務に混乱が生じ保険金支払いの遅延をきたします。更に、損害認定基準の変更により、保険約款、事業方法書の改定が生じた場合、当面の間、補償内容の異なる新旧の地震保険契約が混在することも査定実務の混乱を助長する要因となります。

・査定結果の相互利用を行うことにより、保険契約者から、民間の損害保険会社が説明責任を負うことのできない税減免や各種交付金を端緒とする苦情や問い合わせが生じることとなり、こうした苦情等への対応や再立会の増加などにより、損害保険会社に追加的な負担が発生することも保険金支払いの妨げとなります。

また、損害認定基準の見直しや査定結果の相互利用に伴い、全ての損害保険会社において、システム・マニュアル・教育体制等のインフラの再構築が必要となり、そのコストを賄うため保険料引上げが生じることで、地震保険の普及促進を阻害するおそれがあると考えます。

なお、民間の損害保険会社の保険金支払態勢を公的制度の運営に利用することとなるため、本提案の実現には、地震保険に関与する全ての損害保険会社の理解と協力が不可欠ですが、日本損害保険協会からも、別紙のとおり、地震保険への悪影響が生じるとして反対意見が示されており、民間の損害保険会社による地震保険制度の安定的・効率的な運営の観点からも、本提案を実現することは困難であると考えざるをえません。

「(別紙あり)」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用」の提案により、「損害保険会社において、システム・教育体制等のインフラの再構築が必要」との指摘はもつともであり、保険制度の変更による影響が大きく、難題であることは十分承知をしている。

しかしながら、昨年の熊本・大分地震では被災者（保険契約者）から、「調査によって判定に差が生じるのはなぜか。」といった行政に対する不信感、調査時期の相違による不満から、2次調査、あるいは再調査の申請が出され、調査期間の長期化を招いた。

そのため、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府（防災担当）において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。

○ 内閣府（防災担当）において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。

○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府（防災担当）が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府（防災担当）においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府（防災担当）が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。

2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。

3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。

4. さらに、住家の被害の程度が半壊に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し

提案団体

由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

制度の所管・関係府省

内閣府、金融庁、財務省

求める措置の具体的内容

『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。

また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。

具体的な支障事例

平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。

当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。

半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。

また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。

一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊に近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。

さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 「調査手続の簡素化」

1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至ら

ないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がりを期待する。

2. 「被害の程度及び認定基準の区分の再編」

自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。

3. 「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」

被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。

根拠法令等

- ・「災害の被害認定基準」
- ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成 25 年 6 月内閣府<防災担当>)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市

○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。

○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。

各府省からの第1次回答

地震保険の目的は、官民共同の保険により、「被災者の生活の安定に寄与する」こと。被災された保険契約者に迅速・確実に保険金を支払うことにより、地震国日本における安心の拠り所となってきた。また、今後の巨大地震等への懸念からも、地震保険制度の信頼性、強靱性が求められている。

今回の検討に当たっては、地震保険と自治体の罹災証明のための被害認定・調査の目的、対象、方法、基準、深度等の違いや制度変更の及ぼす影響等について慎重な検討が必要。

1. 保険会社と自治体の調査基準の統一

地震保険の損害認定は、専門家の意見等に基づき、「長期的な収支相償の範囲内で、できる限り低い保険料」で、「迅速な保険金支払による被災者(契約者)の支援」を実現するため、長い年月をかけて損害保険業界が構築してきたシステム。

地震保険の損害認定基準は、主要構造部の被害のみに着目する、再査定の際に同一対象の再調査をしない、などの簡素化が図られている。これは、多額の公金の支給要件となるため詳細な調査が必要となる罹災証明に対し、国民の契約に基づき迅速な保険金支払いを目的とする地震保険の特性によるもの。このように、被害認定基準・手法の違いが大きい中、地震保険の損害認定基準を、より複雑な罹災証明の被害認定基準に統一することは、損害査定や保険金支払いの迅速性に大きな影響を及ぼす可能性があり、被災者(契約者)の理解が得られない。さらには、支払い保険金や(損害調査費用を含む)保険料の額に大きな影響を及ぼし、地震保険の普及を妨げる要因となるほか、地震保険制度の強靱性を確保できなくなる可能性。

2. 調査の一本化

(1) 調査結果の相互活用

罹災証明の発行は災害対策基本法に基づき自治体の責任で行われるもの。国民の契約による地震保険の損害調査の結果を活用する場合、調査結果の責任の所在が不明確となり、認定結果に対する不満や混乱の結果、地震保険の保険金支払いや、罹災証明に基づく公的支援の遅延につながることが危惧され、被災者の理解が得られない。

(2) 調査実施の連携

損害保険会社は、民民の契約に基づく責任を負っており、保険会社は地震保険の契約者に対してのみ損害認定(調査)が可能。自治体は、保険契約者以外の被災者の被害認定を行うことになるが、被災者を地震保険契約者とそれ以外に区別し、損害の調査を保険会社と自治体で分担することは、被災者間で損害認定の精度や結果の乖離に関する疑問や不信感を惹起する可能性があり、被災者の理解が得られない。

自治体職員は、被災時には避難所の開設・運営、被災者からの要望対応や各方面との連絡調整など多岐にわたる業務に取り組む必要がある中、被災世帯毎に地震保険加入の有無により対応に差異を設けることは、現場の更なる混乱につながり、効率的な被災者支援や負担の軽減にはつながらない可能性。

以上から、本提案の実現は困難であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用」の提案については、現在の地震保険の損害認定と罹災証明のための被害認定では、目的や調査基準、方法等が異なっており、統一に向けた調整は保険制度の変更による影響が大きく、難題であることは十分承知をしている。

しかしながら、昨年の熊本・大分地震では被災者(保険契約者)から、「調査によって判定に差が生じるのはなぜか。」といった行政に対する不信感、調査時期の相違による不満から、2次調査、あるいは再調査の申請が出され、調査期間の長期化を招いた。

そのため、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府(防災担当)において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。

○ 内閣府(防災担当)において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。

○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府(防災担当)においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府(防災担当)が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。

2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。

3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調

査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。

4. さらに、住家の被害の程度が半壊に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。

各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。

こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。

※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況

延べ 26,305 人(うち市町村職員 10,375 人、39.4%)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要が生じる。

災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。

根拠法令等

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大阪府、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市

○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿営方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援をする側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動をするのは、大変有用であるとする。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。

○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成 28 年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義（最終的に誰が負担するのか）が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならない状況にあった。提案内容のような広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にさせていただいた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものとする。

○平成 28 年熊本地震の際には、法的根拠がないまま、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。

○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めているものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。

各府省からの第 1 次回答

・御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○第 1 次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。

○今後、内閣府(防災担当)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第 2 次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めて参りたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。

各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。

こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。

※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況

延べ 26,305 人(うち市町村職員 10,375 人、39.4%)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要が生じる。

災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。

根拠法令等

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大阪府、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市

○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿営方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援をする側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動をするのは、大変有用であるとする。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。

○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成 28 年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義（最終的に誰が負担するのか）が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならない状況にあった。提案内容のような広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にさせていただいた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものとする。

○平成 28 年熊本地震の際には、法的根拠がないまま、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。

○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めているものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。

各府省からの第 1 次回答

御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○第 1 次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。

○今後、内閣府(防災担当)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第 2 次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めて参りたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

299

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し

提案団体

岩泉町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。

この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。

具体的な支障事例

岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付を受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害により被害を受けた被災者に対して、地域の実情に応じた貸付利率により災害援護資金貸付金の貸付を行うことが可能となり、被災者の生活の立て直しに資する。

根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩手県、酒田市、常総市、川崎市、多治見市、豊田市、大阪府、北九州市

○本市においても平成12年の東海豪雨の際に同様の状況で貸付制度が活用されなかった。

各府省からの第1次回答

・災害援護資金の貸付については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付を行っているところである。

・また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。

・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう、引き続きご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

災害援護資金の貸付利率については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、見直しに当たっては、団体間による利率の差異等について、合理的な説明が行えるよう必要な措置を講じるとともに、既貸付団体に混乱が生じないような措置も併せて講じられたい。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)からは、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げに向けた検討を進めていく趣旨の発言があったところである。

○今後、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に向けて、内閣法制局と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

・災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。

・また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。

・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を引き続き進めてまいりたい。